

令和4年度市民税・県民税

特別徴収のしおり

(異動届出書とじ込み)

市民税・県民税の特別徴収については、平素から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年も法令に基づき貴社を市民税・県民税の特別徴収義務者に指定し関係書類を同封の上、送付いたしますので、取扱いについては、このしお리를参考にしていただき、なお一層の御協力をよろしくお願い申し上げます。



江田島市

問い合わせ先・提出先

☎ 737-2297 広島県江田島市大柿町大原 505 番地

江田島市 市民生活部 税務課 市民税係

TEL 0823-43-1636

FAX 0823-57-4431

目 次

市民税・県民税の特別徴収事務取扱いについて	2
市民税・県民税の算出方法	7
納入書等取扱上の留意点	9
納入書記入例	11
異動届出書記載例	13
給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書	} とじ込み
市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替申請書	
特別徴収義務者の名称 所在地等変更届出書	
特別徴収税額の納期の特例の承認申請書	
市民税・県民税（特別徴収）取扱局指定通知書	

市民税・県民税の特別徴収事務取扱いについて

1. 特別徴収税額通知書について

（特別徴収義務者用）…………… この通知書は、特別徴収事務用として保管していただき、納税義務者の異動等の徴収元帳にご利用ください。

（納 税 義 務 者 用）…………… この通知書は、個人ごとに切り離し、直ちに各納税義務者に交付してください。

2. 月割額の徴収方法及び納入方法

(1) 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）に納税義務者ごとの月割額が記載してありますから、第1回目の月割額を6月中に給与の支払をする際徴収し、第2回目以降の月割額についても7月から翌年5月まで毎月給与の支払をする際、順次徴収してください。

なお、特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下の場合は、6月に全額徴収することになっています。

(2) 徴収した月割額は「納入書」によって、徴収した月の翌月10日（納期限）までに納入してください。たとえば第1回目は、6月中に支払われる給与（6月分の給与という意味ではありません）から6月分月割額を徴収していただき、「令和3年6月分」の納入書を使って納入してください。

(3) 納期限は毎月10日です。ただし、10日が土日祝日にあたる場合は、その翌営業日が納期限となります。

※ 当市で送付している納入書で納入しない場合は、納入書は送付していません。

納入書が必要や不要な場合は、税務課市民税係まで連絡してください。

3. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後において、その特別徴収税額に誤りがあつたり、また、これを変更する必要があるときは「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、変更後の月割額により徴収してください。

また、納入書についても、変更分を送付します。なお、変更分の納付書が届く前に納入する場合は、当初送付した納入書の金額を訂正して使用してください。

（納入書記入例 P.11 参照）

4. 納期の特例について

給与の支払を受ける人が常時 10 人未満である事務所等が市長に申請し、その承認を受けた場合には、次のとおり徴収税額を年 2 回に分けて納入することができることとなっています。

6 月から 11 月までの徴収分 …………… 12 月 10 日まで

12 月から翌年 5 月までの徴収分 …………… 6 月 10 日まで

※ 新たに納期の特例の適用を受けようとするときは、特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書を提出してください。

5. 異動届出書の提出について

退職又は転勤等の理由により、給与の支払を受けなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入してその異動のあった月の翌月 10 日までに提出してください。この異動届出書の提出が遅れますと退職したり、転勤した人の分まで特別徴収義務者の滞納額となり、また、本市の事務処理が遅れるため、納税者に一度に多額の負担をかける結果ともなりますので遅滞なく提出してください。

⑨ 異動後の未徴収税額の徴収方法については

(1) 新しい勤務先において引き続き特別徴収を希望される場合は、「新しい勤務先の名称および所在地」の欄に詳しく書き入れ、「特別徴収継続」の数字「1」を枠内に記入してください。

(2) 退職等により一括徴収する場合は「一括徴収」の数字「2」を枠内に記入してください。

(3) その他の場合は「普通徴収」の数字「3」を枠内に記入してください。

「普通徴収」というのは、特別徴収の方法による徴収ができなくなった税額について、直接本人あてに納税通知書をお送りして納めていただく方法です。

※ 上記異動届出書の記載にあたっては、13・14 ページの記載例を参照していただき記入もれのないようにしてください。

6. 退職者の未徴収税額の一括徴収について

退職等のため給与の支払を受けなくなった人がいる場合で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、給与又は退職手当等の支払をする際、未徴収税額の全部を一括徴収し、その徴収した月の翌月 10 日までに納入していただくこととなります。

- (1) 6月1日から12月31日までの間に退職された場合、退職者から「一括徴収されたい」旨の申出があり、かつ支払われるべき給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるとき。
- (2) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職された場合、本人から一括徴収の申出がなくても、翌年5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるとき。

7. 退職所得の市民税・県民税の特別徴収

退職者に退職手当等を支払う場合は、所得税と同様に市民税・県民税の所得割額を他の所得と分離して計算し、退職手当等の支払われる月に特別徴収していただき、その月の給与所得の月割額と合わせて、翌月の10日までに納入してください。

その際、納入書の裏面の納入申告書に必要事項を記載してください。

※退職手当等とは、退職手当又は一時恩給等名称が何であるかを問わず、退職によって雇主から一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与のこと。

(1) 対象となる人

対象となるのは、退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在、本市内に住所のある人です。ただし、同年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人は除きます。

また、死亡により支払われる退職手当等は、相続税の課税対象となるため市民税・県民税は賦課されません。

(2) 税額の算出

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等} \\ \hline \text{の支払金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{2}{10} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の} \\ \hline \text{金 額} \\ \hline \end{array}$$

(注1)
(1,000円未満の端数切捨て)

$$\text{市民税} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の} \\ \hline \text{金 額} \\ \hline \end{array} \times 6\% \quad (100 \text{円未満の端数切捨て})$$

$$\text{県民税} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の} \\ \hline \text{金 額} \\ \hline \end{array} \times 4\% \quad (100 \text{円未満の端数切捨て})$$

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円×勤続年数（最低 80 万円）
20 年を超えるとき	800 万円 + 70 万円×（勤続年数－20 年）

※在職中に障害者となり、それが直接の原因で退職した場合は、障害退職となり、上記の金額に 100 万円を加算した金額が控除額となります。

※勤続年数に 1 年未満の端数があるときは、1 年に切り上げます。

8. 納期限を過ぎて納められる場合

納期限を過ぎて納付される場合は、次の率により計算した額の延滞金を月割額と併せて納付していただくこととなります。

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付金額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその金額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年 14.6%以内（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%以内）の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。（ただし当分の間、この延滞金の割合については、地方税法附則第 3 条の 2 に規定する割合です。）

9. 特別徴収義務者指定番号について

特別徴収義務者指定番号は、あなたの事業所を表示する番号ですから、本市との事務連絡等には必ず使用してください。

10. 非課税者の範囲について

(1) 次に該当する人は、市民税・県民税は課税されません。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下である場合

(2) 次に該当する人は、均等割は課税されません。

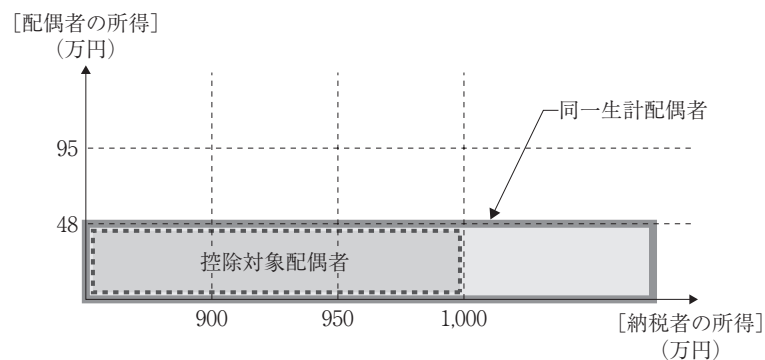
- 前年の合計所得金額が280,000円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族^(注1)の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者、同一生計配偶者^(注2)(控除対象配偶者を除く)又は扶養親族を有する場合には168,000円を加えた金額)に100,000円を加算した金額以下である者。

※注1) 16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象とはなりませんが、非課税算定の合計数には含まれます。

※注2) 控除対象配偶者と同一生計配偶者の用語説明

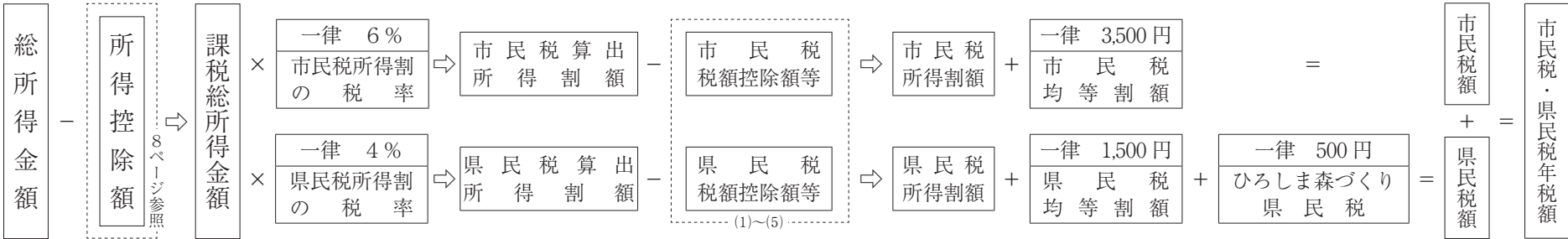
- 控除対象配偶者…納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者
- 同一生計配偶者…納税者本人の合計所得金額に制限はなく、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者

【参考：配偶者の範囲】



市民税・県民税の算出方法

令和4年度の市民税・県民税は、前年（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の所得を基礎として、次の方式により計算したものです。



(1)税額控除（調整控除）

合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか小さい額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

合計所得金額が2,500万円超の場合

適用なし

控除額の差の表

控除の種類		金額	配偶者 控除	納税義務者の 合計所得金額	一般	老人
障害者 控除	普通	1 万円		900 万円以下	5 万円	10 万円
	特別	10 万円		900 万円超 950 万円以下	4 万円	6 万円
	同居特別	22 万円		950 万円超 1,000 万円以下	2 万円	3 万円
寡婦控除		1 万円		配偶者 特別 控除	納税義務者の 合計所得金額	配偶者の合計所得金額 48 万円超 50 万円未満
ひとり親控除		5 万円				
勤労学生控除		1 万円				
扶養 控除	普通	5 万円				
	特定	18 万円				
	老人	10 万円				
	同居老親	13 万円				
基礎控除		5 万円	950 万円超 1,000 万円以下	2 万円	1 万円	

(2)税額控除（配当控除）

課税所得金額		1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
種類		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(3)税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

平成24年～令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合、次の①と②のうち、いずれか少ない金額

①住宅ローン控除のうち、所得税から引ききれなかった金額

②所得税の課税総所得×5%（特定取得または、特別特定取得の場合は7%）

※限度額97,500円（特定取得または、特別特定取得の場合は限度額136,500円）

※個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の申告は原則不用です。

(4)税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(5)税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額（総所得金額等の合計額の30%を上限）

①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

②県共同募金会又は赤十字社の支部に対する寄附金

③県又は市の条例に定められた団体に対する寄附金

※①への寄附についてはさらに特別控除があります。詳しくはお問い合わせください。

所 得 控 除

種 類	控 除 額
雑 損 控 除	次のいずれか多い金額 ①(損失の金額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10) ②(災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額)－5万円
医 療 費 控 除	(支払った医療費－保険等により補てんされた額) －{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額} (限度額200万円) ※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－12,000円(限度額88,000円)
社会保険料控除	支払った額
小規模企業共済等掛金控除	支払った額
生命保険料控除	①新契約 ・支払った保険料が12,000円以下の場合には……支払った保険料の全額 ・支払った保険料が12,000円を超え32,000円以下の場合には…… 支払った保険料×1/2+6,000円 ・支払った保険料が32,000円を超え56,000円以下の場合には…… 支払った保険料×1/4+14,000円 ・支払った保険料が56,000円を超える場合には……28,000円 ②旧契約 ・支払った保険料が15,000円以下の場合には……支払った保険料の全額 ・支払った保険料が15,000円を超え40,000円以下の場合には…… 支払った保険料×1/2+7,500円 ・支払った保険料が40,000円を超え70,000円以下の場合には…… 支払った保険料×1/4+17,500円 ・支払った保険料が70,000円を超える場合には……35,000円 ※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
地震保険料控除	地震保険料の場合 ①支払った保険料が50,000円以下の場合……支払った保険料×1/2 ②支払った保険料が50,000円を超える場合には……25,000円 旧長期損害保険料(契約期間が10年以上)の場合 ①支払った保険料が5,000円以下の場合……支払った金額の全額 ②支払った保険料が5,000円を超え15,000円以下の場合には…… 支払った保険料×1/2+2,500円 ③支払った保険料が15,000円を超える場合には……10,000円 地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合 ・地震・旧長期の保険料について、それぞれの規定に準じて計算した金額の合計額……(25,000円を限度とする)

種	類	控 除 額				
障 害 者 控 除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）及び扶養親族1人につき ……26万円 (特別障害者については…30万円) (同居特別障害者については…53万円)					
	寡 婦 控 除					
ひとり親控除	次のいずれかに該当する合計所得金額が500万円以下の方で、ひとり親に該当しない方（事実婚状態の方を除く） ①夫と死別後婚姻していない ②夫と離別後婚姻せず扶養親族がいる ……26万円					
勤 労 学 生 控 除	合計所得金額が500万円以下の方で、配偶者と死別もしくは離別後婚姻していない、または未婚であり、生計同一の子（総所得金額が48万円以下）がいる方（事実婚状態の方を除く） ……30万円					
配 偶 者 控 除	納税義務者が勤労学生である場合には ……26万円					
	納税義務者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超える場合は、配偶者控除は受けられません。					
	納税者の 合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
	一般	33万円	22万円	11万円	0円	
	老人	38万円	26万円	13万円		
配 偶 者 特 別 控 除	納税義務者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に段階的に減少し、1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除は受けられません。また、配偶者の合計所得金額の上限は、133万円です。					
	配偶者の合計所得金額	納税義務者の 合計所得金額 900万円以下	納税義務者の合計所 得金額900万円超 950万円以下	納税義務者の合計所 得金額950万円超 1,000万円以下	納税義務者の 合計所得金額 1,000万円超	
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	0円	
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円		
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
	133万円超	0円	0円	0円		
扶 養 控 除	• 扶養親族一人につき ……33万円 ただし、扶養親族が19～22歳である場合には ……45万円 70歳以上である場合には ……38万円 • 納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は一人につき ……45万円 • 平成24年度分より、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象となりません。					
	基 礎 控 除					
43万円						

納入書等取扱上の留意点

市民税・県民税特別徴収の納入書等については、O. C. R（光学式文字読み取り装置）により処理していますので、取扱いについては次の点に御留意ください。

納入済通知書の金額欄については、O. C. Rにより数字を読み取らせますので、次の点に御留意のうえ、お取り扱いくださるようお願いします。令和4年度6月分から翌年5月分までの領収証書・納入書・納入済通知書の納入金額(1)の欄に、税額を印字したうえで同封してありますが、実際の納入にあたっては、次のように取り扱ってください。

（１） 納入税額が納入済通知書「納入金額(1)」欄の税額と一致している場合 …… 記入例(1)（11ページ）参照

そのままでご使用ください。

（２） 納入税額が納入済通知書「納入金額(1)」欄の税額と異なる場合 …… 記入例(2)（11ページ）参照

領収証書・納入書・納入済通知書「納入金額(1)」欄の税額を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」、「合計額」に正しい納入税額をそれぞれ記入してください。

（３） 「納入金額(1)」が表示されていない納入済通知書を使われる場合（予備分を使用する場合） …… 記入例(3)（12ページ）参照

領収証書・納入書・納入済通知書「～年～月分」、「納入金額(2)」欄をそれぞれ記入してください。

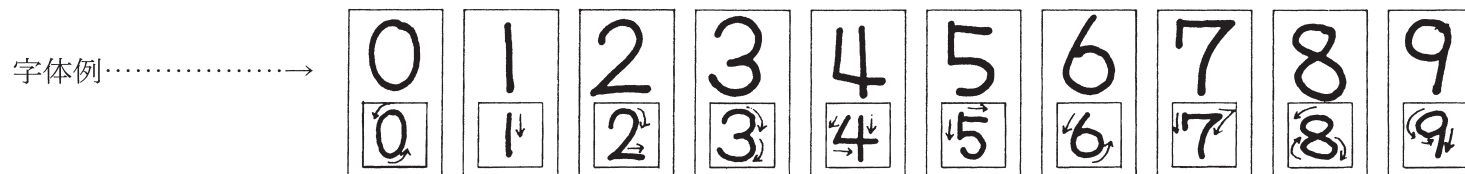
（４） 退職所得にかかる税額の納入がある場合 …… 記入例(4)（12ページ）参照

「退職所得分」欄と「合計額」欄にそれぞれ納入税額を記入し、裏面の納入申告書に所要事項を記載してください。

（５） 納入済通知書の書き方等についてのお願い

ア 記入数字

記入数字は、機械で読み取りますので、字体については、次のように記入してください。



注 意 事 項	良 い 例	悪 い 例	注 意 事 項	良 い 例	悪 い 例
(1)枠から出ないように中央に	5 6 4	5 6 4	(4)途だえなく最後まで	5 8 8	5 8 8
(2)文字は、つづけて書かない	0 0 0	0 0 0	(5)文字は、ねかせないで直立に	4 9 9	4 9 9
(3)不必要な飾りは書かない	1 7 7	1 7 7	(6)直線は、まっすぐ丸みは自然に	2 3 9	2 3 9

イ その他

- (1) 納入税額の記載にあたっては、不必要な記号、文字（例、¥・金…等）を入れないでください。
- (2) 納入済通知書の汚損、破損、ホッチキスどめ等をしないよう取り扱ってください。

（６） 事業所名称及び納入税額等について

事業所名称変更及び税額の変更（転勤・退職）等の御通知をいただいても、電算入力の関係上、正しい変更がされないで（この場合翌月正しい打ち出しがされます。）旧事業所名称のままや、変更前の納入税額で打ち出される場合もありますので御了承ください。

（７） その他

- (1) 納入書は、12か月分で末尾に予備として2枚綴り込んでありますので書き損じのときは、この予備を御使用ください。
- (2) 「納入金額(2)」欄の「給与分」は、「給与からの徴収月額」・「一括徴収税額」の合計額です。
- (3) 「納入金額(2)」欄の「給与分」又は「退職所得分」の欄に納入税額を合算して記入されますと、収納事務に支障をきたしますので特に注意してください。

納入書記入例

(1) 納入税額が納入済通知書「納入金額(1)」欄の税額と一致している場合

そのままご使用ください。

領 収 証 書		納 入 書		納入済通知書																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>指 定 番 号</td> <td>納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和4年8月分</td> <td>9912000</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">納入金額(2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和4年8月分		9912000	55,000	納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)			退職所得分			延滞金			督促手数料			合計額			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>指 定 番 号</td> <td>納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和4年8月分</td> <td>9912000</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">納入金額(2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和4年8月分		9912000	55,000	納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)			退職所得分			延滞金			督促手数料			合計額			O.C.R読み取りバンド <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年</td> <td>月分</td> <td>指 定 番 号</td> <td>納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td>令和0408</td> <td></td> <td>099120000</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">納入金額(2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		年	月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和0408		099120000	55,000	納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)			退職所得分			延滞金			督促手数料			合計額		
		指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																										
令和4年8月分		9912000	55,000																																																																										
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)																																																																												
	退職所得分																																																																												
	延滞金																																																																												
	督促手数料																																																																												
	合計額																																																																												
		指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																										
令和4年8月分		9912000	55,000																																																																										
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)																																																																												
	退職所得分																																																																												
	延滞金																																																																												
	督促手数料																																																																												
	合計額																																																																												
年	月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																										
令和0408		099120000	55,000																																																																										
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)																																																																												
	退職所得分																																																																												
	延滞金																																																																												
	督促手数料																																																																												
	合計額																																																																												
→手書き記入欄 ●手書き記入欄は記入不要です。 ●納入金額(2)の合計額の斜線は金融機関が記入する。				→手書き記入欄 ●手書き記入欄は記入不要です。 ●納入税額は O. C. R バンドから自動的に読まれます。																																																																									

(2) 納入税額が納入済通知書「納入金額(1)」欄と税額と異なる場合

領収証書、納入書、納入済通知書の「納入金額(1)」欄を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」、「合計額」に正しい納入税額を記入してください。

領 収 証 書		納 入 書		納入済通知書																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>指 定 番 号</td> <td>納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和4年9月分</td> <td>9912000</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">納入金額(2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和4年9月分		9912000	55,000	納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)			退職所得分			延滞金			督促手数料			合計額			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>指 定 番 号</td> <td>納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和4年9月分</td> <td>9912000</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">納入金額(2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和4年9月分		9912000	55,000	納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)			退職所得分			延滞金			督促手数料			合計額			O.C.R読み取りバンド <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年</td> <td>月分</td> <td>指 定 番 号</td> <td>納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td>令和0409</td> <td></td> <td>099120000</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">納入金額(2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		年	月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和0409		099120000	55,000	納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)			退職所得分			延滞金			督促手数料			合計額		
		指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																										
令和4年9月分		9912000	55,000																																																																										
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)																																																																												
	退職所得分																																																																												
	延滞金																																																																												
	督促手数料																																																																												
	合計額																																																																												
		指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																										
令和4年9月分		9912000	55,000																																																																										
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)																																																																												
	退職所得分																																																																												
	延滞金																																																																												
	督促手数料																																																																												
	合計額																																																																												
年	月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																										
令和0409		099120000	55,000																																																																										
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)																																																																												
	退職所得分																																																																												
	延滞金																																																																												
	督促手数料																																																																												
	合計額																																																																												
→手書き記入欄 ●正しい納入税額を記入してください。		●納入金額(2)の「合計額」欄にも記入してください。		●納入金額(2)の「合計額」欄にも記入してください。 ●月数、指定番号は O. C. R バンドから自動的に読まれますので記入不要です。																																																																									

(3) 「納入金額(1)」が表示されていない納入済通知書を使われる場合（予備分を使用する場合）

領収証書、納入書、納入済通知書の「～年～月分」、「納入金額(2)」欄をそれぞれ記入してください。

領 収 証 書	納 入 書	納入済通知書																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">指 定 番 号</td> <td style="text-align: center;">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和4年10月分</td> <td style="text-align: center;">9912000</td> <td style="text-align: center;">※※※※※</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">納 入 金 額 (2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2480000</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2480000</td> </tr> </table> ●「～年～月分」を記入してください。 ●「納入金額(2)」の「給与分」「合計額」に記入してください。			指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和4年10月分		9912000	※※※※※	納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)	2480000		退職所得分			延滞金			督促手数料			合計額	2480000		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">指 定 番 号</td> <td style="text-align: center;">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和4年10月分</td> <td style="text-align: center;">9912000</td> <td style="text-align: center;">※※※※※</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">納 入 金 額 (2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2480000</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2480000</td> </tr> </table> ●「～年～月分」を記入してください。 ●「納入金額(2)」の「給与分」「合計額」に記入してください。			指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和4年10月分		9912000	※※※※※	納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)	2480000		退職所得分			延滞金			督促手数料			合計額	2480000		O.C.R読み取りバンド <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月分</td> <td style="text-align: center;">指 定 番 号</td> <td style="text-align: center;">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和0410</td> <td style="text-align: center;">099120000</td> <td style="text-align: center;">※※※※※</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">納 入 金 額 (2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td style="text-align: center;">2480000</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td style="text-align: center;">2480000</td> </tr> </table> ●「～年～月分」、「指定番号」を記入してください。 ●「納入金額(2)」の「給与分」、「合計額」に記入してください。	年 月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和0410	099120000	※※※※※	納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)	2480000	退職所得分		延滞金		督促手数料		合計額	2480000
		指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																
令和4年10月分		9912000	※※※※※																																																																
納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)	2480000																																																																	
	退職所得分																																																																		
	延滞金																																																																		
	督促手数料																																																																		
	合計額	2480000																																																																	
		指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																
令和4年10月分		9912000	※※※※※																																																																
納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)	2480000																																																																	
	退職所得分																																																																		
	延滞金																																																																		
	督促手数料																																																																		
	合計額	2480000																																																																	
年 月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																	
令和0410	099120000	※※※※※																																																																	
納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)	2480000																																																																	
	退職所得分																																																																		
	延滞金																																																																		
	督促手数料																																																																		
	合計額	2480000																																																																	

(4) 退職所得にかかる税額の納入がある場合

領収証書、納入書、納入済通知書の「納入金額(2)」欄の「退職所得分」、「合計額」をそれぞれ記入してください。

領 収 証 書	納 入 書	納入済通知書																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">指 定 番 号</td> <td style="text-align: center;">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和4年11月分</td> <td style="text-align: center;">6673000</td> <td style="text-align: center;">223,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">納 入 金 額 (2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">380000</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">603500</td> </tr> </table> ●「納入金額(2)」の「退職所得分」に記入してください。 (注) 給与分は含めないで記入してください。			指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和4年11月分		6673000	223,500	納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)			退職所得分	380000		延滞金			督促手数料			合計額	603500		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">指 定 番 号</td> <td style="text-align: center;">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和4年11月分</td> <td style="text-align: center;">6673000</td> <td style="text-align: center;">223,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">納 入 金 額 (2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">380000</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">603500</td> </tr> </table> ●「納入金額(2)」の「退職所得分」に記入してください。 ●「納入金額(2)」の「合計額」は「納入金額(1)」と「退職所得分」を合計した額を記入してください。			指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和4年11月分		6673000	223,500	納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)			退職所得分	380000		延滞金			督促手数料			合計額	603500		O.C.R読み取りバンド <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月分</td> <td style="text-align: center;">指 定 番 号</td> <td style="text-align: center;">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和0411</td> <td style="text-align: center;">066730000</td> <td style="text-align: center;">223,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">納 入 金 額 (2)</td> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td style="text-align: center;">380000</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td style="text-align: center;">603500</td> </tr> </table> ●納入書と同様に記入してください。 ●裏面の納入申告書についても忘れずに記入してください。	年 月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和0411	066730000	223,500	納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)		退職所得分	380000	延滞金		督促手数料		合計額	603500
		指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																
令和4年11月分		6673000	223,500																																																																
納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)																																																																		
	退職所得分	380000																																																																	
	延滞金																																																																		
	督促手数料																																																																		
	合計額	603500																																																																	
		指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																
令和4年11月分		6673000	223,500																																																																
納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)																																																																		
	退職所得分	380000																																																																	
	延滞金																																																																		
	督促手数料																																																																		
	合計額	603500																																																																	
年 月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																	
令和0411	066730000	223,500																																																																	
納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)																																																																		
	退職所得分	380000																																																																	
	延滞金																																																																		
	督促手数料																																																																		
	合計額	603500																																																																	

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書 記載例（退職一括徴収の場合）

1. 特別徴収継続の場合(新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)															新しい勤務先へは、月割額_____円を					
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 法 人 番 号										新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
	所 在 地	〒														担 当 者 連 絡 先	所 属			
	フリガナ																氏 名			
	氏名又は名称												電 話	内線 ()			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐ 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由	 右から番号を記入 1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書 記載例（転勤の場合）

		年度		① 現年度 2. 新年度 3. 両年度																																							
江田島市長 令和〇〇年 10月 1日提出		〔 給与支払者 特別徴収者 〕	所在地	〒737-0000 江田島市〇〇町〇〇1111番地										特別徴収義務者 指 定 番 号	12345678																												
			フリガナ	〇〇 〇〇										宛 名 番 号		00112233																											
			氏名又は名称	〇〇 株式会社										担連 当 絡 者 先	所 属	人事課 給与係																											
			個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1		2	3	4	—個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載				氏 名	〇〇 〇〇																				
給 与 所 得 者	フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法																										
	氏 名	〇〇 〇〇																																									
	生年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日																																									
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	1. 退 2. 転 3. 休 4. 死 5. 支 6. 合 7. そ 右から 番号を 記入 〔事由・理由〕	職 勤 欠 亡 散 他 の 〔事由・理由〕	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)																											
	受給者番号	〇〇〇〇										1 右から 番号を 記入																															
	1月1日 現在の住所																																										
異動後の 住 所	江田島市〇〇町〇〇2222番地																																										
33,000 円											11,400 円											21,600 円											〇〇 年 〇 月 30 日										

1. 特別徴収継続の場合(新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)		新しい勤務先へは、月割額 2,700 円を																										
(新しい 特別徴収 勤務先)	特別徴収義務者 指 定 番 号	56789123 (新規)										法人番号	5678912345678										10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	所 在 地	〒737-0000 江田島市〇〇町〇〇3333番地										担 当 者 連 絡 先	所 属	総務課														
	フリガナ	〇〇 〇〇											氏 名	〇〇 〇〇										受 給 者 番 号	〇〇〇〇			
	氏名又は名称	〇〇 有限会社											電 話	0823-〇〇-〇〇〇〇 内線 ()										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要			

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、	
理 由	1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
		月 日	円
		〇 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理 由	1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

															年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
江田島市長様 令和 年 月 日提出					〔給与支払者〕 特別徴収者		所 在 地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
							フリガナ												宛 名 番 号			
					氏名又は名称												担連 当絡 者先	所 属				
					個人番号 又は法人番号															—個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		氏 名
																電 話		内線 ()				
給 与 所 得 者	フリガナ							(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由				異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名																					
	生年月日		年 月 日																			
	個人番号																					
	受給者番号																					
	1月1日 現在の住所																					
異動後の 住 所							円		円		円											

1. 特別徴収継続の場合(新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)															新しい勤務先へは、月割額_____円を ____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。							
(新しい 勤務先)	特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規)					法 人 番 号														
	所 在 地		〒					担 当 者 連 絡 先	所 属													
	フリガナ								氏 名													
氏名又は名称							電 話		内線 ()					受給者番号								
														納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		____ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要						

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 ____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。				
理 由	____ 右から 番号を 記入		1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日						
			2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日		円				

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄				
理 由	____ 右から 番号を 記入		1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																
			2. 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																
3. 死亡による退職であるため																			

記 載 要 領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、江田島市により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。また、新しい勤務先の給与担当者へ、必ず引き継ぎをしてください。
 - (2) 退職後令和5年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和5年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

問い合わせ先・提出先

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地

江田島市 市民生活部 税務課 市民税係

TEL 0823-43-1636

FAX 0823-57-4431

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

															年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
江田島市長様 令和 年 月 日提出					〔給与支払者〕 特別徴収者		所 在 地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
							フリガナ												宛 名 番 号			
					氏名又は名称												担連 当絡 者先	所 属				
					個人番号 又は法人番号															—個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		氏 名
																電 話		内線 ()				
給 与 所 得 者	フリガナ							(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法									
	氏 名																					
	生年月日		年 月 日																			
	個人番号																					
	受給者番号																					
	1月1日 現在の住所																					
異動後の 住 所							円		円		円		年 月 日		1. 退 職 ・ 長 職 勤 欠 亡 散 他 2. 転 任 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 ・ 不 定 期 6. 合 併 ・ 解 散 7. そ の 他 〔事由・理由〕		1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)					

1. 特別徴収継続の場合(新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)															新しい勤務先へは、月割額_____円を ____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。							
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規)					法 人 番 号														
	所 在 地		〒					担 当 者 連 絡 先	所 属													
	フリガナ								氏 名													
氏名又は名称							電 話		内線 ()					受 給 者 番 号								
														納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 ____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。				
理 由	____ 右から 番号を 記入		1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日						
			2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日		円				

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄				
理 由	____ 右から 番号を 記入		1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																
			2. 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																
				3. 死亡による退職であるため															

記 載 要 領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、江田島市により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。また、新しい勤務先の給与担当者へ、必ず引き継ぎをしてください。
 - (2) 退職後令和5年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和5年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

問い合わせ先・提出先

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地

江田島市 市民生活部 税務課 市民税係

TEL 0823-43-1636

FAX 0823-57-4431

令和 年度 市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替申請書

江 田 島 市 長 様 提 出 日 令和 年 月 日

※ 受付印		給与支払者 (特別徴収 義務者)	所在地	〒		特別徴収義務者指定番号					
			フリガナ			給与支払者が新規の場合指定番号記入不要					
			名 称			担当者	係 名				
			代表者の 職氏名印				氏 名				
							電 話				
給 与 所 得 者	フリガナ			生 年 月 日		A	円	B	円	A-B	円
	氏 名			年 月 日		年税額		普通徴収		差引き	
	1月1日現在の住所	江田島市						納付済額		未納付額	
	現住所					(注) 普通徴収未納付書については本申請書提出時に同封してください。					
	異動年月日	令和	年	月	日	____月分 (申請書提出月の翌々月以降) から特別徴収し、納付する。 (注) 税額通知書の送付は本申請書の提出月の翌々月中旬になります。					
	受給者番号										
申請理由	☐ 入社のため ☐ 正社員となったため ☐ 以前から入社していたが、本人特別徴収希望のため ☐ その他 (					※ 市 記 入 欄	月 割 額	月 分		月分から	
備考							入 力 日				
							月 割				
							事業所登録				
							納入書送付				

※欄は江田島市が記入します。



特別徴収義務者の名称等変更届出書
所在地

江田島市長様 令和 年 月 日提出	給与支払者	住所（居所） 又は所在地													担当者	係		特別徴収義務者指定番号
		氏名又は名称														氏名		
		法人番号														電話		

変更 年月日	令和 年 月 日	変更 理由	1 名称変更 2 所在地変更 3 合併 4 その他 ※変更理由が「3」又は「4」の場合は、備考欄にその内容（吸収合併・新設合併等）を詳しく記載してください。												備考										
事項		変更前												変更後											
フリガナ																									
名称 (氏名)																									
法人番号																									
フリガナ																									
所在地 (住所)		〒												〒											
フリガナ																									
方書																									
電話番号		() —												() —											

※変更後の名称、所在地及び方書には、誤読を避けるために必ずフリガナを記載してください。
※記載に当たっては、裏面の記載要領をご覧ください。

記 載 要 領

- 1 この届出書は、特別徴収義務者の名称・所在地等に変更があった場合、速やかに提出してください。
- 2 「給与支払者」欄には、変更後の名称・所在地を記載してください。
- 3 「特別徴収義務者指定番号」欄には、この届を提出される時点まで使用していただいている特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 4 「変更年月」欄には、名称・所在地等の変更があった年月日を記載してください。
- 5 「変更理由」欄には、該当する変更理由の番号に○印を記載し、その番号が「3」又は「4」の場合は、「備考」欄に変更の内容を詳しく記載してください。

問い合わせ先・提出先

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地

江田島市 市民生活部 税務課 市民税係

TEL 0823-43-1636

FAX 0823-57-4431

申請についての注意事項

- 1 この申請書は、特別徴収義務者が地方税法第321条の5の2に規定する特別徴収税額の納期の特例の適用を受けようとする場合に使用します。
- 2 この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の数が常時10人未満である特別徴収義務者に限ります。
(注)「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。
- 3 2に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- 4 この特例の承認を受けた場合には、承認を受けた日の属する月以後に毎月徴収された月割額を次のとおり年2回に分けて納入することとなります。

6月から11月までの徴収分	12月10日までに納入
12月から翌年5月までの徴収分	翌年6月10日までに納入

- 5 この特例について承認を受けた特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者が10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- 6 市税の滞納や最近における著しい納付・納入の遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。
また、この承認を受けても市税を滞納したり、納付・納入の遅延があると、この特例の承認を取り消されることがあります。

問い合わせ先・提出先

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市 市民生活部 税務課 市民税係
TEL 0823-43-1636
FAX 0823-57-4431

令和4年5月

特別徴収義務者様

広島県江田島市長



市民税・県民税（特別徴収）の納入について

令和4年度の市民税・県民税額について別紙のとおりお知らせしましたが、月割額の納入について広島県外の郵便局を利用される場合には、第1回目の納入の際、指定通知書を併せて提出されるようお願いします。

郵便局長様

広島県江田島市長



指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により貴局を令和4年度市民税・県民税（特別徴収）取扱局に指定したので通知します。

1. 口座番号 01360 - 5 - 960064
2. 加入者の名称 広島県江田島市会計管理者
3. 取りまとめ局 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター